

「川口市文化芸術基本計画」における事業評価の概要について

1 事業評価の概要

評価は、「第5次川口市総合計画」に基づく「行政評価」の目的及び視点と整合性を図ります。

(1) 評価の目的

ア 効率的で質の高い行政の実現

(ア) 各事業における点検結果及び改善経緯について、効率性・有効性を評価します。

イ 成果重視の行政の推進

(ア) 各事業における数値化した指標に基づき、達成度を評価します。

ウ 市民に対する説明責任の履行

(ア) 各事業において、市民や関係団体・企業等に対し、誠意ある情報共有・結果の公表等の説明責任について評価します。

(2) 評価の視点

ア 施策の体系に基づく評価

(ア) 各事業は、各事業により構成されている取組の目的の達成に寄与しているか、各取組は、各取組により構成されている施策の目的の達成にどのように寄与しているか、など上位の目的に照らし、その成果を評価します。

イ 指標（数値目標）による評価

(ア) 各事業は、「改善の方向性」に基づき、市民にわかりやすく数値化して設定した指標により達成度を評価します。

ウ コストに対する成果による評価

(ア) 各事業は、「予算、決算」及び「概算人件費」について、「どのように効率的に、どのようにコストをかけたか（財源を確保したか）」を評価します。

エ 評点の根拠を示す定性評価

(ア) 各事業は、「組織の体制・学習」について、「どのように組織をつくり、学習（変化）し続ける体制をつくられたか」を評価します。

(イ) 各事業は、「執行の工程・手段」について「どれくらいの期間をかけて、どのような実行手段・手順で進められたか」を評価します。

(ウ) 各事業は、「外部との連携・資源」について、「どのような（所有）資源を活かし、どのように外部と連携したか」を評価します。

2 事業評価の時期

○第5次川口市総合計画「行政評価」

各部署毎に一次評価を概ね3月に開始され、二次評価等の後、概ね8月に公表。

○川口市教育振興基本計画「事務点検・外部評価」

6月に実施され、概ね8月に公表。



「川口市文化芸術基本計画」における評価は、市の行政評等の進行に合わせ、同時に評価できるよう実施いたします。